

取引先 各位

国立大学法人東京外国語大学
総務企画部会計課

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について（取引先の皆様へ）

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、令和5年10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が開始されます。同制度のもとでは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が、課税事業者（一般課税）の本学では仕入税額控除の要件となります。

適格請求書発行事業者の登録申請につきましては、すでに開始されておりますので、取引先の皆様におかれましては、登録のご検討をお願い申し上げます。（令和5年10月1日から適格請求書を交付するためには令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります）

《情報提供》

■制度に関するご案内（制度全般）

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関する Q&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

■制度に関するご案内（免税事業者（講師謝金・翻訳謝金等の受給者も対象）向け）

【国税庁 免税事業者のみなさまへ 令和5年10月1日からインボイス制度が始まります！】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>

■免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q&A

【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

本学につきましては、適格請求書発行事業者登録番号を取得しましたので、以下にお知らせいたします。

適格請求書発行事業者登録番号：T4012405001287

氏名又は名称：国立大学法人東京外国語大学

本店又は主たる事務所の所在地：東京都府中市朝日町3丁目11番1号